

さいたま市産業廃棄物収集運搬業者名簿 (R6.3.19現在)

区分	優良認定	固有番号	業者名称	電話番号	本社所在地	積替え保管の有無	積替え保管場所所在地	取り扱える産業廃棄物の種類													
								燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物残さ	動物系不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず

※ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、表に記載がなくとも運搬可能な場合があります。詳しくは当課へお問い合わせください。

※ 廃棄物の種類の限定については、下表を参照してください（なお、一覧の産業廃棄物の種類に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は含みません。）。

記号	限定	記号	限定	記号	限定	記号	限定
●	なし	⑤	建設基礎工事に伴うものに限る	⑬	コンクリート廃材及びアスファルトコンクリート廃材に限る	㉑	廃石膏ボードに限る
*	石綿含有産業廃棄物を含む	⑥	軟質系のものを除く	⑭	廃自動車及び自動車部品に限る	㉒	アルミドロスに限る
#1	水銀使用製品産業廃棄物を含む	⑦	有機性汚泥に限る	⑮	廃タイヤ及び廃バッテリーに係るものに限る	㉓	廃石膏ボードを除く
#2	水銀含有ばいじん等を含む	⑧	廃乾電池に限る	⑯	廃バッテリーに係るもので、鉛の再資源化が可能なものに限る	㉔	水銀使用製品産業廃棄物を含むものに限る
①	コンクリートくずに限る	⑨	食用油に限る	⑰	金属くずと密着不可分のものに限る	㉕	特定家庭用機器廃棄物に限る
②	廃アスファルトコンクリートを除く	⑩	飲料系のものに限る	⑱	アスファルトコンクリート又はコンクリートの切断工事に伴うもので、移動式中間処理施設により脱水処理されたものに限る		
③	無機性のものに限る	⑪	廃蛍光管に限る	⑲	廃自動車部品に限る		
④	廃電池に限る	⑫	梱包用緩衝材発泡スチロールに限る	⑳	廃アスファルトコンクリートに限る		